

総務教育常任委員会資料

(令和3年12月1日)

〔件名〕

- ・ 令和2年度の業務適正化（内部統制）の取組に係る評価結果
について 【行政監察・法人指導課、人事企画課】・・・2
- ・ オンライン行政手続活用に向けたデジタルデバインド対策について
【情報政策課】・・・3
- ・ 令和3年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果
について 【資産活用推進課】・・・9
- ・ 鳥取県人権施策基本方針第4次改訂（案）に係るパブリック
コメントの実施について 【人権・同和対策課】・・・10
- ・ 「新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材」の公開と鳥取県史
ブックレットの刊行について 【公文書館】・・・14

総 務 部

令和2年度の業務適正化（内部統制）の取組に係る評価結果について

令和3年12月1日
行政監察・法人指導課
人事企画課

業務適正化（内部統制）について、令和2年度の取組に対する評価結果を取りまとめ、監査委員の意見を付して報告します。（※監査委員の意見は別途監査委員事務局から報告します。）

1 評価方法

評価所管課（行政監察・法人指導課）が対象事務の制度所管課が実施する実地検査に同行し、未然防止策の実施状況や不適切な事務の発生状況を把握するとともに、各所属で実施する自己点検の結果からリスクの発生の可能性を確認し、評価した。

2 評価結果

(1) 全体的評価（業務適正化を推進するための体制や制度）

重大な不備は認められなかった。

(2) 業務レベルの評価（財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4業務に係る各所属の点検等）

ア 実地検査及び自己点検結果（表中括弧書きは前年度数値）

区分	実施所属数	不適切確認所属数	不適切事務件数
実地検査	76 (75) 所属	32 (22) 所属	53 (44) 件
自己点検	218 (208) 所属	114 (117) 所属	417 (511) 件

(注) 令和2年度は知事部局に加え、企業局、各種委員会及び議会事務局で実施したため前年度より実施所属数が増加

イ 上記のうち、第三者への影響が大きい又は不適切な割合の高い事務（表中括弧書きは前年度数値）

重大な不備（※1）	不備（※2）	不備はあったが、既に適切な対策が取られている事務	合計
0 (0) 件	1 (5) 件	2 (2) 件	3 (7) 件

(注) ※1 重大な不備：県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な結果が生じ、又は生じる蓋然性が高い事務の不備

※2 不備：不適切な事務を今後も生じさせる恐れがあり、かつ対応策が十分ではない事務の不備

ウ 不備及びそれに対する対応策

区分	不適切な事務	制度所管課が実施することとした対応策	評価所管課（行政監察・法人指導課）が必要と考える対応策
財務	入札等手続きの不適正 （予定価格の設定誤りや競争入札すべきものを随契で実施など）	発注何等に予定価格調書の作成省略可能な場合や随意契約できる場合の表を添付することを徹底する。	不適切な事務は、担当者及び所属の契約事務の知識不足により生じているケースが多く見受けられ、現在の対応策では十分とは言えない。 また、制度所管課では毎年集合研修を実施しているが、時間的制約もあり制度改正の説明等が中心とならざるを得ない。 については、所属の総括補佐等を対象に、データベース等で自己点検が可能な仕組みを導入するなど会計事務の基礎レベルを向上させる取組が必要と考えられる。

3 評価結果に対する取組

見直しが必要とされた上記1項目の対応策について、業務適正化推進本部会議（11月22日開催）において、庁内へ周知し、具体的に取組を進めていくことを確認した。

4 監査委員の意見に対する取組

11月29日に知事へ提出された監査委員からの意見を踏まえ、改善策を検討する。

オンライン行政手続活用に向けたデジタルデバイド対策について

令和3年12月1日
情報政策課

鳥取県民の豊かなデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、高齢者などオンライン行政手続に不慣れな方の困りごとに対応する「鳥取県オンライン行政手続支援窓口」を設置するとともに、国内携帯3社（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）との連携による「誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた県民支援に関するパートナーシップ協定」を締結しました。

これらの取組により、ソフト面のデジタルデバイド（※）対策等を推進し、県民誰もが安全安心にデジタル技術の恩恵を享受できる社会の実現を目指します。

※デジタルデバイド：情報技術を利用したり使いこなせる人と、そうでない人の間に生じる格差のこと。

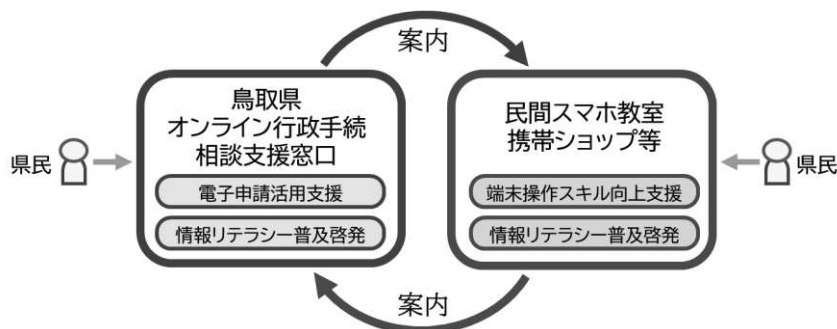
1 鳥取県オンライン行政手続支援窓口の設置

- (1)日時
令和3年11月17日（水）
- (2)場所
情報政策課次世代戦略室内
- (3)設置目的
ソフト面のデジタルデバイド対策推進（高齢者等のデジタル弱者支援等）
（※オンライン行政手続に不慣れな県内企業等の担当者への支援を含む。）
- (4)対応者
情報政策課職員4名
- (5)対応内容
「オンライン手続の利用方法がわからない」、「利用したいオンライン手続が見当たらない」等の各種問合せ対応
- (6)対応方法
電話、メール、オンライン会議ツール等（窓口対応も可）

2 県と国内携帯3社とのパートナーシップ協定の締結

- (1)協定相手
株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
（※県内で高齢者等を含む県民を対象としたスマホ教室を展開する携帯電話各社）
- (2)連携内容
県の「オンライン行政手続支援窓口」と国内携帯3社の「スマホ教室」において、次の取組を行う。
 - ①オンライン行政手続活用促進及びスマホ端末操作スキル向上に向けた県民支援
⇒県は、スマホ端末操作が不安な県民に対し、国内携帯3社が実施するスマホ教室を案内する。
⇒国内携帯3社は、県が提供する電子申請やオンライン行政手続支援窓口を案内する。
 - ②偏見や差別、誹謗中傷等から県民を守るための普及啓発
⇒県及び国内携帯3社は、県民に対し、社会問題化しているSNS等における誹謗中傷等の加害者・被害者にならないための情報リテラシー向上に向けた正しい知識の普及を行う。
 - ③サイバー犯罪から県民を守るための普及啓発
⇒県及び国内携帯3社は、県民に対し、年々巧妙化するサイバー犯罪（詐欺や不正アクセス等）の被害者にならないための情報リテラシー向上に向けた正しい知識の普及を行う。

【参考：県と国内携帯3社との連携イメージ】



誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた
県民支援に関するパートナーシップ協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）、KDDI株式会社（以下「丙」という。）及びソフトバンク株式会社（以下「丁」という。）、は、誰一人取り残さないデジタル社会実現に向けた県民支援に関する取組についてパートナーシップ協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が令和3年4月に策定した「鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～」（以下「Society5.0推進計画」という。）に掲げる県民が豊かさを実感できる社会の実現のため、甲と、県内で高齢者等を含む県民を対象としたスマートフォン操作教室（以下「スマホ教室」という。）を実施する乙、丙及び丁が連携協力し、もって県民誰もが安心安全にデジタルの恩恵を受けることのできる社会の推進に寄与することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲は、甲が設置する県民向けオンライン行政手続支援窓口において、乙、丙及び丁は、それぞれが県内で開催するスマホ教室の場所において、以下の事項に取り組むものとする。

(1) オンライン行政手続活用促進及びスマートフォン等携帯端末（以下「スマホ端末」という。）操作スキル向上に向けた県民支援

甲は、スマホ端末の基本操作が不安な県民に対し、乙、丙及び丁が実施するスマホ教室の案内を行う。また、乙、丙及び丁は、甲が提供する電子申請システムの紹介やオンライン行政手続支援窓口の案内を行う。

(2) 偏見や差別、誹謗中傷等から県民を守るための普及啓発

甲、乙、丙及び丁は、県民に対し、社会問題化しているSNS等における誹謗中傷等の加害者・被害者にならないための情報リテラシー向上に向けた正しい知識の普及を行う。

(3) サイバー犯罪から県民を守るための普及啓発

甲、乙、丙及び丁は、県民に対し、年々巧妙化するサイバー犯罪（詐欺や不正アクセス等）の被害者にならないための情報リテラシー向上に向けた正しい知識の普及を行う。

(4) その他

甲、乙、丙及び丁は、協議の上、必要と認める取組を実施する。

（協定期間）

第3条 本協定締結の日から Society5.0 推進計画の終期である令和6年度末日までとする。

（経費）

第4条 協定の取組に伴う経費は、原則として各自が負担する。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく取組において、甲、乙、丙及び丁が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に情報開示した者の承諾を得られた場合はこの限りでない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月24日

(甲) 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井 伸治

(乙) 広島県広島市中区大手町四丁目1番8号ドコモ広島大手町ビル
株式会社NTTドコモ
執行役員 中国支社長

白川 貴久子

(丙) 広島県広島市中区八丁堀16番11号スタートラム広島
KDDI株式会社
理事 中国総支社長

両角 信彦

(丁) 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
コンシューマ事業統括 営業第二本部
第2営業統括部 統括部長

日下 一郎

鳥取県のオンライン行政手続 及び 手続支援窓口のご案内

鳥取県総務部情報政策課

鳥取県では、県民や民間企業等の皆様の利便性を高めるため、時間や場所を問わず、インターネットを介してオンラインで各種行政手続(許認可、届出、イベント参加申し込み等)が可能となる電子申請サービスを提供しています。

スマホやタブレット、パソコンでオンライン行政手続ができる

とっとり電子申請サービス (鳥取県)

をご利用ください。



また、誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた取組の一環として、オンライン行政手続に不慣れな県民の皆様、県内企業のご担当者様等のお困りごとに対応する支援窓口を設置しております。お困りの際は、

鳥取県オンライン行政手続支援窓口

をご利用ください。

こんな『困った』
にお答えします

- オンライン手続きにチャレンジしたいが、少し自信がない…
- オンライン手続きしていたら、途中で操作がわからなくなった…
- オンラインで利用したい行政手続きが見つからない… など



相談先

鳥取県オンライン行政手続支援窓口

- 電話
0857-26-8319
- E-mail
jouhou@pref.tottori.lg.jp
- 場所
鳥取県庁 本庁舎5階 情報政策課内
(鳥取市東町1丁目220)

相談方法

電話、メール、窓口訪問(対面)

※ただし、通信料については問合せ様のご負担となります。

窓口対応時間

午前8時30分～午後5時15分

※ただし、開庁日に限ります。

～鳥取県民の豊かなデジタル社会実現を目指して～

誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた県民支援に関するパートナーシップ協定





～鳥取県民の豊かなデジタル社会実現を目指して～

あなたが偏見や差別、誹謗中傷等の加害者や被害者にならないために

SNS等は、誰もが気軽に自分の意見や思いを投稿できますが、その投稿内容によっては人を簡単に傷つけてしまいます。個人の悪口を書き込んだり、広めたり、メッセージを送りつけたりするなど、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。

たとえ顔は見えなくても、SNSの向こう側にも、あなたと同じ人間がいることを想像し、ルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。

万一、誹謗中傷を受けた際は、冷静な対処のほか、相談窓口の活用をお勧めします。

他人への誹謗中傷や差別的な心ない投稿・拡散はやめましょう。

- (1)人を傷つける中傷や侮辱、ヘイトスピーチなどの差別的な言動、プライバシー情報の無断掲示など、人権侵害となる投稿は絶対に止めましょう。
- (2)他人が投稿された内容を正しく見極め、慎重に投稿(再投稿)しましょう。
- (3)自分が同じことを言われたらどう感じるか考えましょう。(ムカッ!となっても一旦立ち止る)

誹謗中傷は、民事上や刑事上の責任を問われる可能性があります。

たとえ匿名の投稿であっても、技術的に投稿の発信者を特定することができるため、SNSで誹謗中傷の投稿や拡散をした場合には、民事上や刑事上の責任を問われる可能性があります。

※誹謗中傷を投稿する人の中には、「テレビやネットでの言動が気に入らない」「反道徳的な行為を許せない」「正義感からやった」などと主張する人もいますが、有名人やタレントであっても相手の人格を否定または攻撃する投稿や拡散が許されるわけではありません。

もし、あなたが誹謗中傷や差別的発言を受けたら・・・

SNS上での言い争ってしまうと、さらに悪化する可能性があります。まずは冷静に次のような対処を検討しましょう。

- (1)ミュートやブロック機能などで、深く傷つく前に相手との距離を置く(見えなくする)
- (2)SNS事業者に誹謗中傷の投稿削除を依頼する(※画面(スクリーンショット)の保存も有効)

炎上すると、世の中のすべての人が、あなたを攻撃しているように思えるかもしれませんが、炎上投稿に直接参加する人は、ごく限られた一部の悪意を持つ人だけ。大多数の意見ではないことを理解しましょう。

- (3)心が傷ついた時は、一人で悩まず信頼できる人・窓口にご相談しましょう。

○鳥取県人権相談窓口

県庁人権局 0857-26-7677



○誹謗中傷ホットライン

一般社団法人セーフターインターネット協会



○鳥取県警察本部(誹謗中傷・名誉棄損窓口)

警察総合相談電話:0857-27-9110



誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた県民支援に関するパートナーシップ協定



Tomorrow, Together



あなたがサイバー犯罪の被害者にならないために

スマートフォンやタブレット、パソコンは、情報収集やコミュニケーションツールとして、今や無くてはならないものですが、ニセのサイトを装ったフィッシング詐欺やワンクリック詐欺などの被害も拡大しており、その手口は年々巧妙化しています。

インターネット上にある情報、インターネットから届く情報の中には、危険な情報もあることを意識し、正しい知識をもってウソを見抜き、被害にあわないようにすることが大切です。万一、サイバー犯罪の被害を受けた際は、専門の相談窓口の活用をお勧めします。

疑わしいメールやメッセージにご注意ください。

携帯会社、ネットショッピングサイト、銀行、配達業者等の名を偽り、SMS(ショートメールメッセージ)等に確認メールを送信し、URLを示し、本物そっくりの入力画面へ誘導して、クレジットカード番号やパスワードなどの重要な個人情報を盗む犯罪が全国で発生しています。慌ててアクセスせず、不安であれば公式サイト等で正しい情報かどうか確認しましょう。

ワンクリック詐欺にご注意ください。

Webサイトや電子メールに記載されたURLを一度クリックしただけで、一方的にサービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められるワンクリック詐欺にも注意が必要です。

不用意にWebサイトにアクセスせずに、電子メールや電子掲示板の文面をきちんと読んで、利用しましょう。

「これって、サイバー犯罪かも？」と思ったら・・・。

不信(怪しい)や不安(どうしよう)を感じたら、まずは専門の相談窓口にご相談しましょう。

鳥取県警察本部 サイバー犯罪に関する相談窓口

[電話]

警察総合相談電話 : 0857-27-9110

警察本部代表電話 : 0857-23-0110

[電子メール]

k_haiteku@pref.tottori.lg.jp



利用状況や支払理由などを確認するために、怪しいメールの送信者に連絡を取る行為は、相手に自分の個人情報を渡す危険な行為です。決して連絡をしないようにしましょう。

また、あたかも個人が特定されたような表現で、「お支払い頂けない場合には、自宅にまで伺います」といった脅し文句が書かれていても、真に受ける必要はありません。

そのような時も、上記相談窓口にご相談ください。

誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会実現に向けた県民支援に関するパートナーシップ協定

令和3年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

令和3年12月1日
資産活用推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日時 令和3年11月22日（月）
- 2 場所 WEB開催（テレビ会議形式）
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長 等
- 4 概要

（1）公の施設見直しについて

平成28年度から平成29年度にかけて公の施設全体について点検し、一部の施設については民間活力の導入や施設の民間譲渡を実施したところであるが、施設の老朽化が進み、今後のあり方を検討すべき施設もあることから、令和6年度の指定管理者一斉更新のタイミングを考慮しつつ、再度、点検を実施することとした。

（2）公共施設等総合管理計画の改訂等について

個別施設計画に基づく対策効果を反映した施設数及び延床面積の将来的な推移や経費見込みを踏まえ、今年度中の数値目標設定に向けて検討を進めていることを報告した。

【数値目標の設定（案）】

（公共建築物）

- ・平成27年末の施設数（617施設）からの削減数値
- ・平成27年末の総延床面積（1,454千㎡）からの削減数値

（土木インフラ）

- ・平成27年末から40年間で必要なトータルコスト（5,910億円）の削減数値

（3）県と市町村の公共施設配置最適化について

これまでの西部総合事務所新棟・米子市糶町庁舎整備や米子新体育館整備の取組を踏まえ、県営東山水泳場と皆生市民プールについても、連携の可能性について県と米子市で部局長級の検討の場を設置したことを報告した。

【県・米子市スポーツ施設あり方検討協議会の開催】

開催日時：11月9日（火）

内容：施設の改修計画等について現状把握を行うとともに、老朽化の現状や機能面等の課題について共有を図るとともに、今後、統合のメリットを整理した上で、引き続き議論を深めていくこととした。

（4）PPP/PFI事業の進捗・検討状況について

米子新体育館や上粟島団地整備のPPP/PFI手法導入可能性調査を進めていることや、鳥取空港の公募方式を前提とした次期コンセッションに向けて、今後の動きを検討していくことなどを報告した。

（5）企業局の電気事業・工業用水道事業について

電気事業については、発電施設の状況や電気事業を取り巻く環境も考慮しながら、また工業用水道事業については、事業廃止（上水道での代替）・継続のそれぞれに要するコストを精査しながら引き続き事業のあり方を検証していくことを報告した。

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂(案)に係るパブリックコメントの実施について

令和3年12月1日
人権・同和对策課

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂については、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正や鳥取県人権尊重の社会づくり協議会でのご意見等を踏まえて改訂案を取りまとめましたので、パブリックコメントを実施し、多くの県民の皆様のご意見を伺います。

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 令和3年12月1日(水)から令和3年12月21日(火)
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置)、市町村窓口
- (3) 募集内容 「鳥取県人権施策基本方針第4次改訂(案)」について、皆様のご意見をお寄せください。

2 人権施策基本方針の概要

(1) 位置づけ

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例(以下、「条例」という。)」に基づき策定する人権施策の基本となる方針。県の新たな計画策定や計画の改訂の際には、この基本方針を踏まえて人権尊重の視点を一層盛り込むこととし、各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意することにより、人権施策を総合的に推進する。

(2) 経緯

- 平成8年7月、条例の制定に伴い、平成9年4月に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し、これまで社会の情勢等により3度改訂を行った。(H16. H22. H28)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、誹謗中傷等不当な差別が発生したことを受け、条例を改正(令和3年4月施行)し、インターネットを含むすべての差別行為をしてはならないと明確化した。
- 令和2年5月に行った人権意識調査で人権施策に関する成果と課題が明らかになった。

3 主な改訂内容

基本理念はそのままとし、①条例改正、②社会情勢等の変化、③人権意識調査結果等を踏まえ次の点を見直した。

<基本理念>「お互いの人権が尊重され誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現

- ・一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築
- ・人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
- ・すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

(※現在ユニバーサルデザインのみ記載をSDGsなど第6章に沿った内容とした。)

(1) 条例第6条に基づき、新たに4つの章(第3章、第4章、第5章、第6章)を新設し全8章で構成

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 第1章 基本的な考え方 | 第5章 (新) 人権施策の推進に資する調査 |
| 第2章 人権教育・人権啓発の推進 | 第6章 (新) 共通して取り組む重要施策 |
| 第3章 (新) 差別実態の解消に向けた施策 | 第7章 分野別施策の推進 |
| 第4章 (新) 相談支援体制の充実 | 第8章 人権施策の推進体制 |

(2) 「第6章」については、共通して取り組む5つの重要施策を記載

- ①SDGsにおける人権 ②ビジネスと人権、③デジタル社会における人権、④個人情報の保護と人権
- ⑤ユニバーサルデザインの推進

(3) 第7章の個別分野については一部名称を変更

- ・同和問題⇒同和問題(部落差別) ・病気にかかわる人の人権⇒感染症等病気にかかわる人の人権
- ・様々な人権(「東日本大震災等の災害の被災者に関する人権等」⇒「災害被災者等に関する人権」)

(4) 人権意識調査結果の反映

令和2年5月に県民を対象に実施した人権意識調査の結果を基に、今後の取組の方向性を見直した。

4 今後の予定

- 12月上旬 パブリックコメント実施
- 1月上旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページで公表、人権尊重の社会づくり協議会開催
- 1月下旬 常任委員会報告(パブリックコメントの実施結果)
- 3月 人権施策基本方針第4次改訂公表

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂(案)について

皆さまのご意見をお寄せください！

鳥取県では、平成8年に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成9年に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し、差別と偏見のない社会づくりに取り組んできました。

社会情勢の変化等を踏まえ、これまでに3度の基本方針の改訂を行い、人権尊重の視点に立った様々な取組を進める中、近年、SNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権問題が複雑化・多様化している状況を鑑み、令和3年4月にあらゆる差別を禁止する規定を盛り込んだ条例を改正施行しました。

このたびの条例改正や社会情勢の変化等を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組をより一層進めるため、人権施策基本方針の第4次改訂を行うこととしました。

主な改訂内容 ※次ページもご覧ください

1 条例改正に基づく構成の見直し

「人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき、人権施策基本方針の構成を見直し、人権教育・啓発の推進、相談支援の充実のほか、差別実態の解消に向けた施策等を新たに項目立てしました。

2 社会情勢の変化に伴う見直し

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

例)部落差別解消法、パワハラ防止法等の法整備、SDGs採択、「ビジネスと人権」行動計画策定、新型コロナウイルス感染症等にかかる人権問題の顕在化 等

3 鳥取県人権意識調査を踏まえた見直し

鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向等に反映させました。

人権施策基本方針第4次改訂(案)の閲覧方法

県庁人権・同和対策課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/301171.htm>

こちらのQRコードからもアクセスできます。 →→→



応募方法

電子メール、県の電子申請サービスによる応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。

提出される様式は自由ですが、このチラシ(意見応募用紙)もご利用になれます。

応募・問合せ先

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課

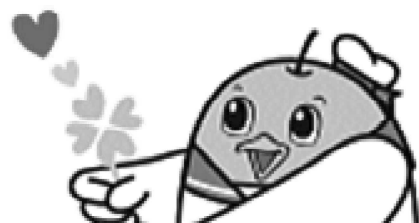
郵送：〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

電話：0857-26-7590

ファクシミリ：0857-26-8138

電子メール：jinken@pref.tottori.lg.jp



1 基本的な考え方

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」

- (1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築
- (2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
- (3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

2 人権教育・人権啓発の推進

I 人権教育

1 学校教育

- (1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進
- (2) 指導内容・方法の工夫・改善
- (3) 教職員に対する研修等の充実

2 社会教育

- (1) 家庭における人権教育の推進
- (2) 地域における人権教育の推進
- (3) 学習内容・方法の工夫・改善
- (4) 推進者の育成

II 人権啓発

1 県民

- (1) 効果的な啓発・情報提供
- (2) 効果的な啓発手法

2 企業

- (1) 事業主等への人権啓発
- (2) 公正採用選考に関する取組

3 特定職業従事者

ア 医療・保健関係職員 イ 福祉関係職員 ウ 教職員
エ 行政職員 オ 警察職員 カ 消防職員

3 (新) 差別実態の解消に向けた施策

差別実態を解消していくため、社会的要因の解消に向けた施策を推進

1 差別のない社会づくりの推進

2 差別解消に向けた施策の検討

- (1) 差別事象検討小委員会
- (2) 障がい者差別解消支援地域協議会

4 (新) 相談支援体制の充実

1 相談機能の充実

- (1) 活用しやすい環境づくりの推進
- (2) 関係機関の連携の推進
- (3) 相談員の資質向上
- (4) 人権に関する総合的な相談窓口による対応

2 救済制度の確立の国への要望

5 (新) 人権施策の推進に資する調査

差別実態を把握するための人権意識調査や各種調査を実施し、施策に反映

1 人権問題に係る現状把握

2 人権に係る様々な調査

- (1) 啓発事業におけるアンケート調査
- (2) 定期的な調査

6 (新) 共通して取り組む重要施策

グローバル化やデジタル化の進展に伴う新たな人権課題に対応するため、人権尊重の社会づくりのための重要な施策

1 SDGsにおける人権

- (1) SDGsの理念を踏まえた人権施策の推進

2 ビジネスと人権

- (1) 企業の取組の推進
- (2) ハラスメント防止等の推進
- (3) 労使間の問題解決支援
- (4) 新たな人権課題への対応

3 デジタル社会における人権

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) インターネット上での人権侵害行為への対応
- (4) 青少年の健全な育成のための環境整備
- (5) 新たな人権課題への対応

4 個人情報の保護と人権

- (1) 個人情報の適正な管理等の推進
- (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

5 ユニバーサルデザインの推進

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) カラーUDの推進
- (3) 関係機関等との連携
- (4) 公共施設等のUD化の推進

7 分野別施策の推進

同和問題(部落差別)

同和問題解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 隣保館における相談機能等の充実
- (3) 就労の支援
- (4) 差別事象等への対応
- (5) 関係団体との連携

障がいのある人の人権

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 障がい者差別の解消に向けた取組
- (5) 社会参加と雇用の推進
- (6) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (7) 特別支援教育の充実
- (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

高齢者の人権

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 社会参加・健康づくりの推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (6) 認知症関連施策の充実
- (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

外国人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 生活情報の提供の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 教育・啓発の推進
- (5) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (6) 外国人の社会参画の推進

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 諸課題についての対応

様々な人権

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

- (1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- (2) 災害被害者等の人権
- (3) アイヌの人々
- (4) ひきこもりの状態にある人の人権

男女共同参画に関する人権

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

- (1) 教育の推進
- (2) 啓発・支援体制の充実
- (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
- (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進
- (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進
- (6) あらゆる暴力の根絶

子どもの人権

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) いのちを育むための教育の推進
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進
- (6) 子どもの権利への取組の推進
- (7) 特別支援教育の充実【再掲】
- (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
- (9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実
- (10) 体罰防止に向けた取組の充実

感染症等病気にかかわる人の人権

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備
- (4) ハンセン病回復者等への支援
- (5) HIV感染者、エイズ患者への支援
- (6) 難病患者等への支援
- (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

生活困難者の人権

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 生活困難者への自立支援
- (3) 生活困難者への就労支援
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

8 人権施策の推進体制

1 県の推進体制

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会
人権尊重の社会づくり委員会(庁内)、意識調査等の実施

「新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材」の公開と鳥取県史ブックレットの刊行について

令和3年12月1日
公文書館

このたび、公文書館では、「ふるさと鳥取歴史情報活用推進事業」の一環として、学生や一般県民が手軽に郷土の歴史を学べる「新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材」を作成し、当館ホームページで公開しました。

また、鳥取県の特徴ある歴史・民俗の調査研究の成果を県民の皆様に関わりやすく紹介することを目的に、鳥取県史ブックレット23巻を刊行しました。

1 「新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材」の公開について

(1) 事業の目的

ふるさと教育支援事業の1つとして、新鳥取県史編さん事業（平成18～31年度）で収集した歴史資料等を活用した郷土学習教材を作成し、オンライン等を通じて使いやすい形で提供することによって、若い人たちが郷土の歴史を手軽に学び、理解を深める機会を提供します。（事業期間：令和2～6年度）

(2) 教材の特長

- ・「手軽に学べるふるさと鳥取の歴史」をコンセプトに、時代ごとに特色あるテーマを取り上げ、必要な情報をコンパクトにまとめています。
- ・教育委員会と連携して、中学校・高等学校の現職の先生方にも協力をお願いし、学校現場の声も反映させながら作成しています。
- ・教材は1テーマにつきA4判1枚シートで構成しており、短時間で学ぶことができます。
- ・学校の授業で活用しやすいよう、教科書の単元・内容に沿って関係する郷土資料を紹介しています。
- ・高校日本史の教科書に準拠していますが、学生だけではなく、一般の方にも鳥取県の歴史を手軽に学んでいただける内容になっています。

【教材イメージ】 テーマ：建武の新政と名和長年の活躍



(3) 今後の予定

- ・今回は第1弾として、古代～現代の56テーマの教材を公開しました。今後随時増やす予定です。

デジタル郷土学習教材はこちら→<https://www.pref.tottori.lg.jp/298337.htm>
(右のQRコードからもアクセスいただけます)



2 鳥取県史ブックレット23『因幡・伯耆の古墳時代』の刊行について

(1) 書籍の概要

- ・著者 高田 健一（たかた けんいち、鳥取大学地域学部教授）
- ・体裁 A5判・本文107頁
- ・内容 鳥取県における古墳の出現や前方後円墳の展開と終焉等について、近年の発掘調査や新鳥取県史編さん事業の調査成果をもとに紹介。

(2) 頒布開始日・価格・頒布場所等

- ・開始日 令和3年11月8日（月）
 - ・価格 500円（税込）
 - ・場所 県内各書店、公文書館、県民参画協働課（本庁1階）、各総合事務所、県立博物館、県埋蔵文化財センター、鳥取市歴史博物館
- ※県外の方や窓口購入が困難な方には、当館から直接配送させていただきます。
公文書館ホームページ等からお申込みいただけます。クレジットカード支払いも可能です。

(3) 今後の予定

- ・令和4年度に第24巻として『鳥取県の近代鉄道（仮題）』を刊行予定です。

